

令和6年度 部活動基本方針(案)

1. 目的

スポーツや文化・芸術活動に興味・関心を持つ生徒が学級や学年を越えて集まり組織し、自主的・自発的な活動により、共通の目標に向かって互いに認め合い、励まし合い、協力し合い、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成し、豊かな学校生活を送ることを目指す。

2. 設置する種目

《文化部(3)》

○科学技術 ○吹奏楽 ○美術

《運動部(10)》

○陸上競技 ○サッカー ○男子ソフトテニス ○女子ソフトテニス

○野球 ○剣道 ○女子バレーボール ○女子バスケットボール

○男子バスケットボール ○柔道部

3. 活動について *三田市中学校部活動ガイドライン 令和2年11月改定

(1) 活動時間

《始業前》 朝練は、**原則実施しない。**

《放課後》 最終下校時刻15分前まで

(2) 1日の活動時間

平日:2時間程度 休日:3時間程度とし、できるだけ短時間で、合理的で効率的・効果的な活動を行う。

(3) ノー部活デーについて

・原則平日は月曜日、木曜日、職員会議のある日。

・**土日のどちらか1日。**

・ノー部活デーに試合や大会が実施される場合や、大会直前の練習などの理由で、ノー部活デーが設定できなかった場合は、できるだけ近い日にノー部活デーを振り替える。

・長期休業中は、平日1日、土日どちらか1日をノー部活とし活動時間は3時間程度とする。

・定期テスト1週間前、テスト最終日は、**原則停止。**

*ただし、新人戦や総体前(文化部は発表会前)は職員会議で協議する。

(4) その他

①入部、退部をする時は、必ず届け出用紙を提出する(別紙1)。

②活動については、**原則顧問が学校にいることを条件とする。**

③年間計画や**毎月の活動計画(予定表)**を顧問が作成し、部員や保護者に伝える。

④休業日の練習は練習着でも構わない。顧問の指示に従う。

⑤最終下校時刻は厳守する。

⑥大会参加や練習試合など、校外で活動する場合、行き先、交通手段などを保護者に伝える。

⑦用具や移動にかかる費用、部費などを徴収する場合は、保護者に事前の説明や通知を行う。

⑧大会や練習試合、合同練習などについては、生徒の健康状態、学校行事などの日程を考慮し、判断する。

⑨給食がない場合は、弁当を持参するか、家に食べに帰る。

⑩休日、校舎内を使用しない部活動は、無断で校舎内に立ち入ることを禁止する。また、校舎内を使用する部活動も不審者対策のため、校舎の鍵を閉めて活動する。

⑪校外のスポーツクラブ等で活動し、中体連主催の大会に参加を希望する場合は、保護者からの申し出により、学校長の判断で許可していく(1年ごと)。

4. 安全面についての配慮事項

◎「生徒の命」を守ることを最重点事項とし、常に危機感を持ち、指導と管理を徹底する。

- (1) 駐車場では練習を行わない。
- (2) 夏の総体が終わるまでは、体育館の部活動は運動場を使用しない。
- (3) 校外(外周を含む)を利用する時は、生徒だけで行わず、顧問がついて活動する。
- (4) 大会参加や練習試合等校外での活動において、引率の際は安全確保に努め、緊急時やむを得ない場合を除いて、顧問の私有車に生徒を同乗させず、公共交通機関等を利用する。貸し切りバスを利用する場合には、旅客運送の許可を得ている(緑ナンバー)バスを利用する。
- (5) 感染症防止対策の徹底と生徒の健康管理について
 - ① 十分な感染防止対策を実施したうえで、活動する。
 - ② 部活を始めるときには健康状態をチェックし、場合によっては活動させないようにする。また、必ず顧問が健康状態を把握するようにする。
- (6) 熱中症に対する予防の徹底
 - ① 「環境省熱中症予防情報サイト」において、「三田市」の暑さ指数(WBGT)が31℃以上になった場合は、運動は原則中止する。
 - ② 夏季休業中の活動について
 - ・運動部の活動可能時間は、8:00~16:45(完全下校)とする。
 - ・職員研修時など、部活に顧問がつけない場合は活動しない。
 - ・外の部活動では必ずテントを設営し、休憩時には日陰で休ませるようにする。
 - ・30分に一度は休憩し、こまめな水分補給をさせる。
 - ・スポーツドリンクを積極的に用意させる。
- (7) 天候による部活動中止について
 - ・雷が鳴った場合には、外の部活動は活動を中止し、建物の中に避難する。活動を再開する場合は最終雷鳴より20分後から行う。
- (8) 重大事故発生時の対応について
 - ① 顧問は、学校で定める危機管理マニュアルに基づいて対応する。
 - ② 顧問は、心肺蘇生法やAEDなどの応急処置について理解し、確実に実践できるようにする。
*AEDは生徒玄関に設置
 - ③ 重大事故が発生した時には、顧問は「生命の確保」を第一に、他の教職員と連携して、救急搬送などについて迅速かつ適切に対応するとともに、家庭及び関係機関に速やかに連絡し、十分に連携を図る。